



魚津市イメージキャラクター

ミラたん

魚津市プレスリリース 令和2年6月1日

(新型コロナウイルス感染症関連)

事業所向け各種申請、相談件数等について

市では新型コロナウイルス感染症に関連した国や県の各種制度充実に対応するため、5月1日から祝日に窓口を開設するなど相談体制を強化しています。

申請件数及び相談件数等について下記のとおりお知らせします。

記

(1) 休業要請等に係るもの

(県) 休業要請等に係る協力金申請件数 (魚津市内事業所、5月28日審査完了のもの)

受付期間：5月7日 (木) ～6月5日 (金)

休業要請対象 71件 営業時間の短縮要請対象 76件 計147件

(市) 県休業要請協力金の上乗せ休業給付申請件数 (5/29現在)

受付期間：5月19日 (火) ～7月31日 (金)

食事提供施設 24件 固定費支援 33件 計57件

(2) 融資に係るもの

セーフティネット保証等認定件数 (5/29現在)

セーフティネット保証4号 (20%減) 180件

〃 保証5号 (5%減) 23件

危機関連保証 (15%減) 57件 計 260件

(3) 商工観光課窓口での相談件数 (5/1～5/29)

225件 (国持続化給付金38件、県休業協力金82件、市協力金78件、その他27件)

- ・各申請に必要な添付書類の問合せ
- ・活用できる制度がないか
- ・報道された制度に対する問合せ

(4) その他支援に関する情報

(国) 持続化給付金

受付期間：5月1日 (金) ～1月15日 (金)

5月28日 (木) ～ 魚津相談窓口開設 (アップルヒル敷地内)

(県) 持続化支援金 (国の持続化給付金受領が条件)

受付期間：5月28日 (木) ～8月31日 (月)

担当部署：魚津市商工観光課

(課長) 田中明子

(商工労働・企業誘致係長) 前田久則

電話：0765-23-6195 F A X：0765-23-1060

E-Mail syokokanko@city.uozu.lg.jp

国 持続化給付金（申請締切 2021.1.15）

売上が前年比50%以上減少した月があれば、どの業種でも申請できます。

給付額上限：法人200万円 個人100万円

算出計算式

2019年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上 × 12)

例（個人事業で昨年240万円（毎月20万円）売上があり、
今年4月の売上が10万円であった場合）

240万円 - (10万円×12) = 120万円
(上限を超えているので給付金は100万円)

※注意 1回しか申請できないので、計算して上限を超える又は最も多く給付を受ける内容で申請されることをお勧めします。
この制度を利用されたことを条件に県の上乗せ給付（県持続化支援金）があります。

申請は電子申請のみですが、アップルヒル敷地内に相談窓口が設置されています。
事前予約の上、ご相談ください。（0120-835-130）

県 休業協力金（申請締切 2020.6.5）

県の休業要請期間（4/24～5/6）にご協力いただいた事業者が対象です。

スナックなど 法人50万円 個人20万円
居酒屋など 法人25万円 個人10万円

※この制度を利用した又は利用する要件を満たしている場合、市の上乗せ給付があります。（締切7/31）

居酒屋など 一律10万円
賃貸物件の場合 一律10万円

〔注意 賃貸物件であっても県の休業要請以外の業種は対象となりません。
例 面積要件により休業要請されなかった施設〕

お問合せは、市商工観光課（0765-23-6195）まで

資金繰り	資金繰り融資	信用保証付融資	セーフティネット保証 4号・5号・危機	4号 100%保証 (前年比20%以上売上減) 5号 80%保証 (前年比 5%以上売上減) 危機 100%保証 (前年比15%以上売上減)	金融機関等 (要市認定)
		融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	5%以上売上減 (無担保) 融資限度額 中小事業6億円 国民事業8千万円 貸付利率 中小事業0.21% 国民事業0.46% ※ただし実質無利子となる基準有	日本政策金融公庫 0120-154-505
		融資	富山県制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金	5%以上売上減 融資限度額 4千万円 貸付金利 1.25%以内 (※) 融資期間 10年以内 (据置 5年以内) ※ただし実質無利子及び保証料補助となる基準有	金融機関 (要市認定)
		融資	マル経融資 (金利引き下げ)	小規模事業 5%以上売上減 (無担保・無保証人) 融資限度額 1千万円 貸付金利 0.31% (商工会議所の経営指導必要) ※ただし実質無利子となる基準有	日本政策金融公庫 (商工会議所)
	売上半減	融資	危機対応融資	5%以上売上減 (無担保) 融資限度額 6億円 貸付金利 0.21% 設備20年以内 運転15年以内 ※ただし実質無利子となる基準有	商工中金 0120-542-711 076-444-5121
		給付	持続化給付金 (申請期間：5月1日～1月15日)	前年同月比50%以上売上減 前年総売上 - (前年同月比▲50%月の売上×12月) 給付上限額 法人200万円 個人100万円	経済産業省 0570-783-183
	固定費支援	給付	持続化支援金 (申請期間：5月28日～8月31日)	国持続化給付金を受領している事業者 従業員数に応じて 10～40万円 賃借物件 一律10万円	県経営支援課 076-444-3247
		給付	家賃支援給付金	前年同月売上▲50%もしくは 3ヶ月が▲30%のテナント事業者 直近家賃の2/3を6ヶ月分給付 月額上限 法人50万円 個人25万円	

※税や水道料金、下水道使用料の猶予についてもご相談可能です。税務課 (0765-23-1086)、上下水道課 (0765-23-1013) までお問い合わせください。
制度に関する情報は日々更新され、新たな制度も発表されています。各制度の詳細については、各機関又は商工観光課 (0765-23-6195) までお問い合わせ下さい。

休業	従業員賃金の補填	助成	雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日～8月31日) 中小企業 9/10 大企業 3/4 ※雇用保険被保険者以外も対象、上乘せ助成基準有り	富山労働局 076-432-9162
	(参考) 従業員賃金の支給	給付	休業支援金	休業手当が受給できない従業員 ※申請方法等詳細未定	
	休業要請	給付	休業協力金 (申請期間：5月7日～6月5日)	休業要請期間 (4月23日～5月6日対象) 要請対象業種 中小 50万円 個人 20万円 時間短縮対象 中小 25万円 個人 10万円	県商業まちづくり課 076-444-5591
	休業上乘せ	給付	休業給付金 (申請期間：5月20日～7月31日)	県休業協力金対象者のうち 時短営業要請 一律10万円 休業要請、時短営業要請 (賃貸物件) 一律10万円	市商工観光課 0765-23-6195
税等の対応	固定資産税減免	減免	固定資産税減免	令和3年度固定資産税の減免 R02.02～10のうち3か月の前年同期比売り上げ減少率 30%以上～50%未満：1/2減免、50%以上：全額免除	市税務課 0765-23-1069
	賃料減免・猶予	優遇	納付猶予、損金算入	・税・社会保険料の納付猶予 ・免除による損害額の損金算入 ※いずれも収入の減少等の要件あり	各機関
新たな取組	事業再開支援	補助	小規模事業者持続化補助 (コロナ特別対応型) (2次締切：6/5、3次締切：8/7)	①マスク、アクリル板、換気設備等対策費 10/10補助 ②サプライチェーンのき損への対応 2/3補助 ③非対面型ビジネスモデルへの転換 3/4補助 ④テレワーク環境の整備 3/4補助 補助上限：①50万円、②～④100万円	日本商工会議所 03-6447-5485
	設備助成	助成	感染防止対策助成 (申請期間：5月25日～6月30日)	食事提供施設が6/15までに行った感染防止対策費 アクリル板、換気扇、自動水栓などに 12.5万円以上の整備を行った場合定額10万円	県立地通商課 076-444-5591

※税や水道料金、下水道使用料の猶予についてもご相談可能です。税務課 (0765-23-1086)、上下水道課 (0765-23-1013) までお問い合わせください。
制度に関する情報は日々更新され、新たな制度も発表されています。各制度の詳細については、各機関又は商工観光課 (0765-23-6195) までお問い合わせ下さい。